口腔のケア・周術期等口腔機能管理に関する病院アンケート結果について

2019 年 4 月 15 日　一般社団法人茨城県保険医協会

【概要と考察】

茨城県保険医協会では、2018 年 10 月に茨城県内 176 病院に対し、「口腔のケア・周術期等口腔機能管理に関するアンケート」を行った。その結果、50 病院（28.4%）から回答を得たので、その結果を公表する。結果は表1～表 14、および記述意見の通りである。

アンケートに回答が寄せられた病院の基本情報として、100 床未満が 32.0%、101 ～ 200 床未満が 36.0%、201 ～ 300 床未満が 16.0%であった（**表1**）。病院の類型は**表2**の通りで、50 施設の病院中 39 施設が一般病院であった。病院の標榜科目は**表3**の通りある。**表4**は、がん治療科目（移植手術を含む）の有無を尋ねた質問への回答で、「あり」が 42%、「なし」が 58%であった。「がん治療あり」の内訳は**表5**で、放射線科 18 件、内科 11 件、耳鼻咽喉科7件と続いた。**表6**は、整形外科での人工関節手術の有無である。**表7**は病院内で使われている用語で、「口腔ケア」が 49 施設と圧倒的に多かった。

口腔のケアについては、過半数の 26 病院が 60%以上の入院患者に口腔のケアが必要と回答しており、口腔に問題がある患者が多く入院している実情が浮き彫りになった（**表8**）。

今回のアンケートでは、病院側にも診療報酬の算定ができる周術期等口腔機能管理について主に分析を試みた。その結果、**表9**の通り、周術期等口腔機能管理を行っている病院は 11 病院（22.0%）で、他の多くの病院が周術期等口腔機能管理を行っていないことが明らかとなった。周術期等口腔機能管理の対象となる疾患は、悪性腫瘍（放射線化学療法中、緩和療法中を含む）の他に、心臓血管手術、人工股関節置換術等の整形外科手術、臓器移植、脳卒中に対する手術であるため、がん治療やこれらの手術を行っている病院のみが周術期等口腔機能管理料を算定できる。そのため、現在算定していない 39 病院のうち、算定可能な病院がどれだけ含まれているかについて今回の調査では明らかでなく、11 病院が本当に少数かどうかの評価は難しい。

今後実施したいという病院が実施予定を含めて 11 病院（28.2%）あることから、一定の関心があることがうかがえる（**表 14**）。実際に実施していない理由を聞いた設問の回答（**表 13**）では、歯科医療機関との連携構築が困難、周術期等口腔機能管理の内容がよくわからない、その効果が理解されていない、などがあり、これらの問題が解決されれば、現在口腔機能管理をあきらめている病院でも実施する可能性がある。

以上の問題が明らかになったため、本協会として、今後周術期等口腔機能管理の普及を進めていくうえでの活動方針の考察を試みた。まず、医科歯科連携構築のための活動として、①病院側に周術期等口腔機能管理を行っている歯科医療機関の開示を行う、②病院側からの連携に関する問い合わせに対し相談に応じる、③歯科側にも周術期等口腔機能管理の重要性と診療報酬理解のための講習を行う、等が考えられる。また、周術期等口腔機能管理の理解を深めるために、①病院向けに周術期等口腔機能管理の内容、診療報酬の請求の仕方について講習会を開催する、②連携がスムーズに行われている実例を保険医新聞、Web、冊子等で紹介する、などが実施可能であろう。

今後、具体的な活動計画を立て会員各位にお知らせしていきたい。

口腔のケア・周術期口腔機能管理に関する病院アンケート集計

2018 年 10 月実施　176件送付　回収件数　50件　回収率　28.41%

●施設情報

〔表 1〕　病床数　（　）内は施設数

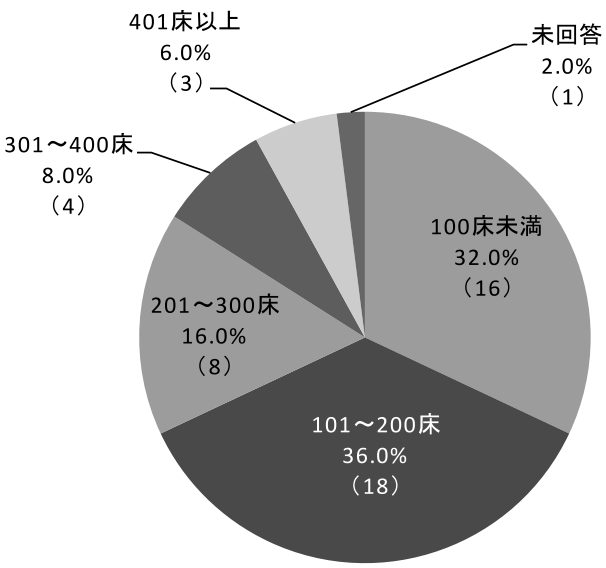

〔表 2〕　施設の類型（複数回答有）

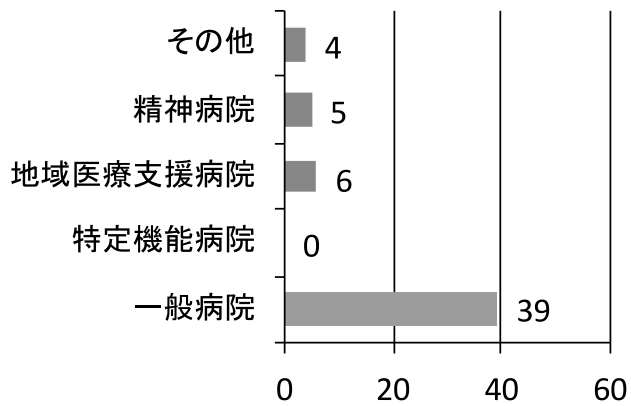

〔表 3〕　標榜科目（複数可）

内科	43
外科	34
精神・神経科	10
小児科	18
脳神経外科	17
整形外科	36
皮膚科	26
泌尿器科	24
産婦人科	12
眼科	18
耳鼻咽喉科	15
歯科（歯科口腔外科）	17
その他	18

〔表 4〕　がん治療科目（移植手術含む）

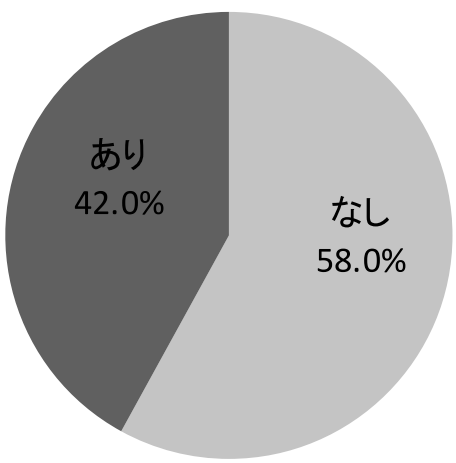

〔表 5〕　「がん治療あり」の内訳（重複あり）

内科	11
外科	0
放射線科	18
脳神経外科	0
整形外科	2
皮膚科	5
泌尿器科	1
産婦人科	3
耳鼻咽喉科	7
歯科（口腔外科）	3
その他	0

〔表 6〕　整形外科での人工関節手術の有無

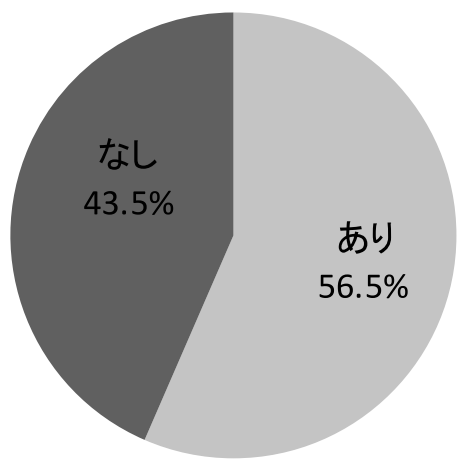

●「口腔のケア」や「周術期口腔機能管理」について

Q1. 病院内で使われている用語はどれですか?（複数可）

〔表 7〕　病院内で使用されている用語（複数回答有）

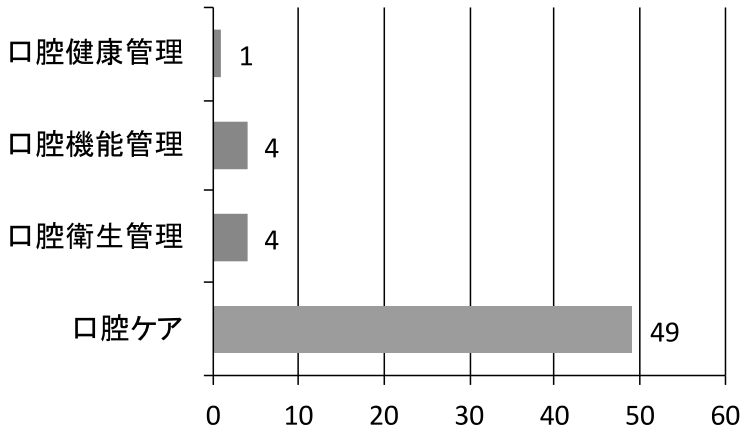

以降の質問では、「口腔ケア」の用語を、「病院内において患者に実施される、日常的口腔清掃、歯科医療従事者による専門的口腔のケア、NST等による摂食嚥下のための機能訓練など、口腔の衛生状態の確認から口腔の機能回復訓練などの総称」と定義します。

Q2. 全入院患者で「口腔ケア」が必要なのはどの程度あると思いますか?
（一つだけ選択）（必須）

〔表 8〕　全入院患者で「口腔ケア」がどの程度必要か
（　）内は施設数

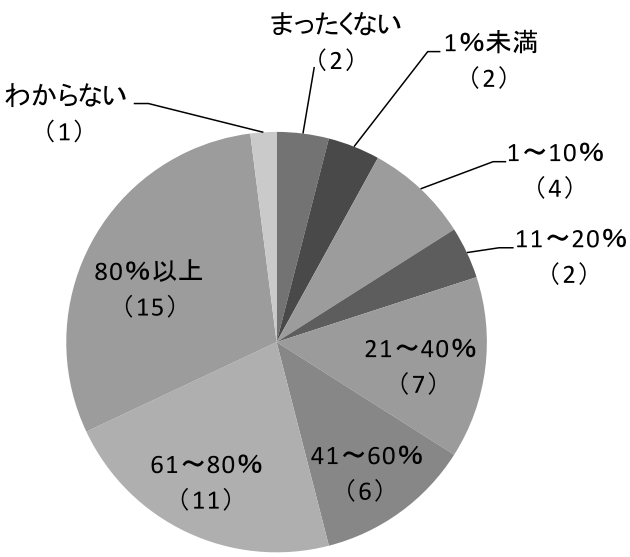

次に、周術期口腔機能管理についてお尋ねします。

本調査票における「周術期口腔機能管理」とは、周術期等（手術の前後の期間、または放射線治療・化学療法の治療中、もしくは急性症状が寛解するまでの期間）における口腔疾患の治療や口腔管理を含めた総合的歯科診療をいいます。

Q3. 貴施設では、外来患者や入院患者に対して、周術期口腔機能管理を実施していますか？ 実施の有無をお答えください。（単択）（必須）

〔表 9〕　周術期口腔機能管理の実施　（　）内は施設数

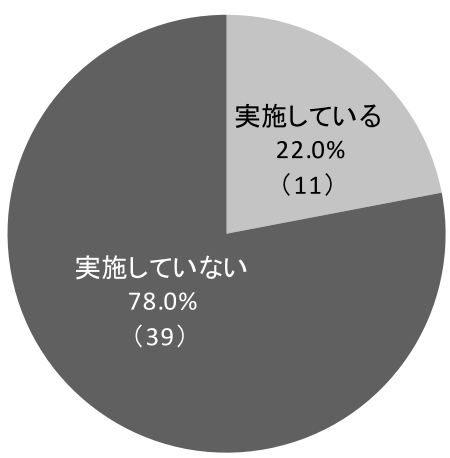

◆ Q3 で「実施している」と選択した施設　→　Q4、Q5、Q6 へ

Q4. 本年7月の「診療情報提供料（I）歯科医療機関連携加算」（医科点数表）を算定した1ヶ月の患者数

〔表 10〕　診療情報提供床（I）歯科医療機関連携加算を算定した
（　）内は施設数

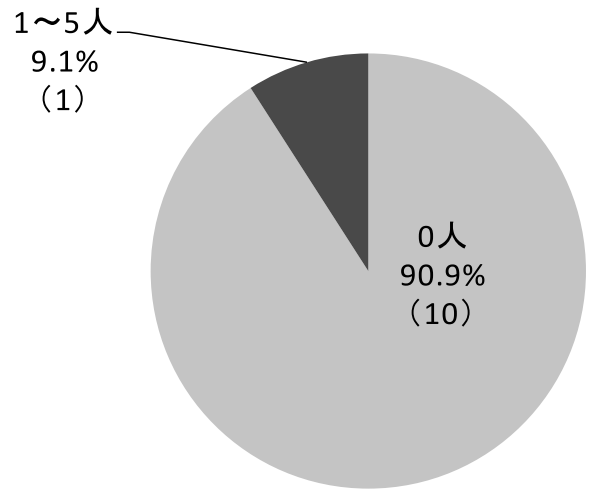

Q5. 本年7月の「周術期口腔機能管理後手術加算」（医科点数表）を算定した1ヶ月の患者数

〔表 11〕　周術期口腔機能管理後手術加算を算定した患者数
（　）内は施設数

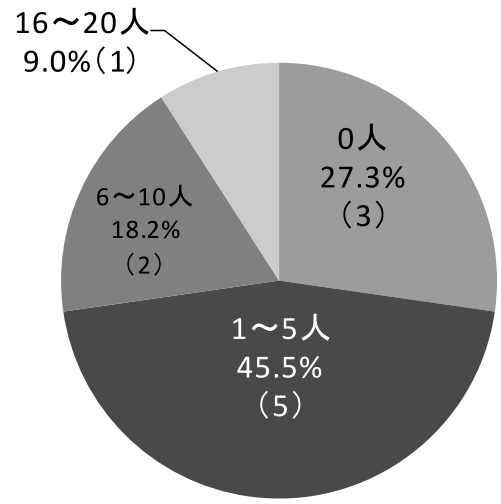

Q6. 本年7月の「周術期口腔機能計画策定料」（歯科点数表）を算定した1ヶ月の患者数

〔表 12〕　周術期口腔機能計画策定料を算定した患者数
（　）内は施設数

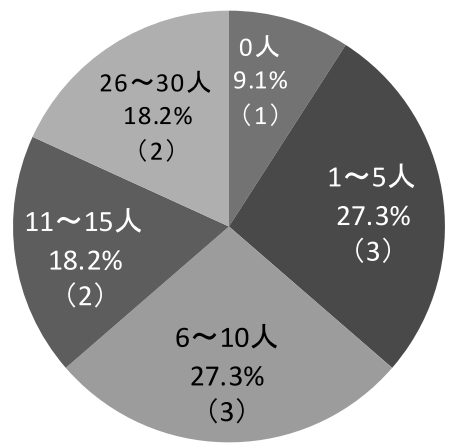

◆ Q3 で「実施していない」と選択した施設　→　Q7、Q8 へ

Q7. 貴施設で周術期口腔機能管理を実施していない理由をお選びください。

〔表 13〕　周術期口腔機能管理を実施していない理由（複数可）

該当するケースがないため	23
周術期口腔機能管理の具体的な内容が不明確である	8
周術期口腔機能管理に関する診療報酬が分からないため	4
周術期口腔機能管理に関する診療報酬が低いため	1
周術期口腔機能管理の効果が十分に医療関係職種に理解されていない	5
周術期口腔機能管理の効果が十分に患者に理解されない	1
歯科医療機関との連携を構築することが難しい	9
その他（具体的に）　⇩	2

・病院として構築しようという動きに至っていない
・手術件数が少なくて不定期のため、周術期口腔機能評価及び実施することが難しい

Q8. 今後、周術期口腔機能管理を実施していく予定はありますか?

〔表 14〕 周術期口腔機能管理の実施予定
（ ）内は施設数

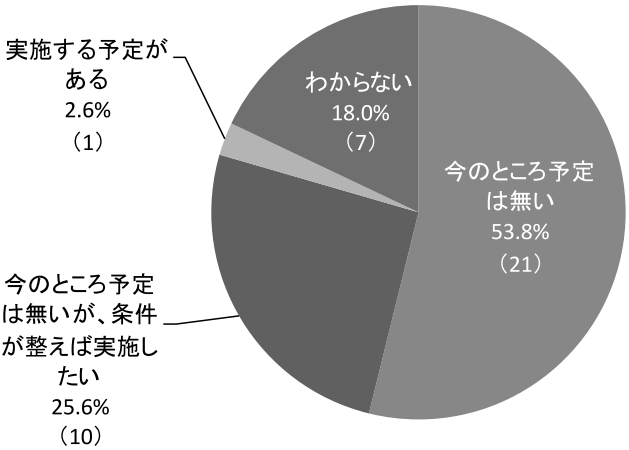

Q9. 貴施設で口腔のケアや周術期口腔機能管理の理解について工夫した点があればお答えください。

●職員向け
・手術を受ける患者については必ず事前に口腔内チェックをする
・委員会での口腔管理についての周知
・説明会実施
・口腔ケアの手技の統一をはかるため勉強会を行った
・ナースステーションに顔を出し相談を受ける
・カルテ記載や伝達プリント作成、ケア方法の指導実施（ST）
・歯牙について気付いたことがあれば、職種を問わず間接的、直接的を問わず医師に情報を上げる
・口腔ケアに対する研修
・他科の看護師と歯科衛生士との連携
・歯科医師会を招いて口腔ケアの講義をしていただいた
・勉強会
・摂食嚥下チームを講師とした勉強会
・当院医師への周知（しかし、なかなか困難）
・口腔ケアには肺炎や心疾患予防であると認識するとともに衛生的に実施するよう指導している
・新入職員にむけ摂食嚥下障害の研修時に口腔ケアの変要性について研修を行っている
・ケア用具の選定
・麻酔科医との連携、外来・病棟看護師との連携
・誤嚥性肺炎からの体力消耗、治癒遅延の回復遅延の重要性について、いかに術後、治療中の感染管理と関わりがあるのかについて説明
・摂食嚥下認定看護師より口腔ケアの研修を受講しているスタッフがいる
・摂食・嚥下障害看護認定看護師による臨床現場での職員に対しての指導や助言、また院内研修会の開催等
・病棟でのポスター掲示、勉強会

●患者向け
・ケア用具の選定
・入院時のアメニティに含む
・周術期口腔機能管理についてのパンフレット作製
・市民向けの健康教室の開催等
・周術期口腔機能管理の説明書の作成
・ホームページでの情報提供
・パンフレット作成
・学級（レクリエーション）等を利用し、ビデオ等を見ながら生活の一部に取り入れている
・麻酔科、主治医との連携
・口腔内を整える必要性をしっかり説明
・資料プリントの作成、口腔ケア指導（ST）
・入院、術前患者へ口腔ケアを勧める同意書確認
・重曹を使用し舌苔の除去を施行している
・口腔チェックを1人1人行い、手入れ、義歯扱い、舌機能訓練（運動）のアドバイスを歯科衛生士が実施
・口腔ケアの必要性を説明し、必要物品の準備に協力していただいている

●歯科医療機関向け
・要職との会合、説明会等
・e-mail を用いて処置までの時間を短縮できるようにしている
・病院のホームページへ記載
・訪問歯科へ、口腔チェックにより必要があれば看護師へ相談して受診要否の情報共有をする
・医科歯科連携会議を開催している
・茨城歯科学会での口腔ケアについての発表